

食中毒の発生に伴う不利益処分について

1 事件の探知

6月3日(水)午前11時30分、[]から目黒区保健所に「6月2日(火)早朝から入院患者の中でおう吐等を呈する者が複数発生し、病院での簡易検査によりノロウイルス陽性であった。6月1日(月)の給食の検食を行った職員及び併設の介護老人保健施設の入所者も発症している。」旨の連絡があり、保健所では食中毒、感染症の両面から直ちに調査を開始した。

2 調査結果の概要

(1) 調査結果

- ① 患者の共通食は、当該調理室が提供した食事の他にはない。
- ② 患者のふん便からノロウイルスを検出し、症状が同ウイルスによるものと一致していた。
- ③ 当該医療機関内の複数階の病棟及び併設施設で同時に発症している。
- ④ 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

(2) 患者数

49名

(3) 主な症状

嘔吐、下痢、発熱等

(4) 病因物質

ノロウイルス

(5) 原因食品

6月1日の昼食として当該施設が調理し提供した食事 → どの食品が原因と断定できていない

(6) 原因施設

施設名
業種
給食供給者

3 不利益処分

上記調査結果から、目黒区保健所長は平成27年6月8日、当該給食施設が調理提供した食事による食中毒と断定し、目黒区長は食品衛生法第54条及び第55条、東京都食品製造業等取締条例第13条の2の規定に基づき、6月8日から3日間の、食事の供給停止及び取扱い改善命令の行政処分を行った。

なお、当該施設は6月3日夕食から当該調理室の使用を自粛した。

4 公表

食品衛生法第63条の規定に基づき、6月8日から目黒区ホームページ、目黒区保健所掲示板において公表を行った。

また、同日、東京都は都区協定に基づきプレス発表を行った。